

想定される基本的な論点

複数の不祥事が発生するなどの公益法人の活動の状況等を踏まえ、公益法人のガバナンスの更なる強化等に向け、想定される基本的な論点項目は以下のとおり。

(0) 公益法人のガバナンスのあり方

(1) 評議員・社員のあり方

役員等に対する社員総会や評議員会の監督・牽制機能の実効性を高める方策

(2) 役員のあり方

理事会や監事の監督・監査機能の実効性を高める方策

(3) 監査体制の徹底

外部監査の実効性を高める方策

(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保

- ① 公益法人等による情報開示について、国民によるガバナンスの実効性を高める方策
- ② ガバナンスの自律性と透明性を確保するための、公益法人自身による取組

(5) その他

法人の解散時等に、残余財産の帰属先等について行政庁が関与する仕組み

想定される基本的な論点①

(0) 公益法人のガバナンスのあり方

- (ア) 公益法人に求められるガバナンスとは何か、自主的・自律的に運営する中でガバナンスが効いているとはどういうことか、を議論すべきではないか。
- (イ) 公益法人の大宗をなしている財団の方が、評議員の確保に苦労し、理事会へのガバナンスが効きにくいことから、財団特有の状況も踏まえるべきではないか。
- (ウ) 法人の規模に応じてガバナンスを強化するとしても、その規模に達しない中小の法人についても、規模に応じたガバナンスの確保に目配りすべきではないか。
- (エ) 理事が、法人内で何が起こっているか把握できる仕組みを作る上で、特に監事の役割が重要であることを明確にすべきではないか。
- (オ) これから議論していく上で、現行制度10年の実績の中で現実に生じた問題と、それに応じてとられた対策を分析すべきではないか。
- (カ) 新たな規制の導入に伴い、公益法人を選択しなくなる法人が増え、全体の公益の増進に逆効果とならないようにすることも念頭に置くべきではないか。
- (キ) ガバナンス確保のため、規制と自主的取組をバランスよく組み合わせていくべきではないか。

想定される基本的な論点①

(1) 評議員・社員のあり方

役員等に対する社員総会や評議員会の監督・牽制機能の実効性を高めるために、どのような方策が考えられるか。

- (ア) 一定規模以上の公益財団法人に、法人と利益相反が生ずるおそれがない「独立評議員」の選任を義務づけること、仮に義務づける場合、その規模、外部性・独立性の基準について、どう考えるか。
- (イ) 財団の評議員も、社団の社員と同様に、役員等の責任追及の訴え^{*}が提起できるようにすべきか。その場合、どのような仕組みとすべきか。

※ 社団の社員は法人に対し、役員等の責任を追及する訴えの提起を請求することができる（一般法人法第278条）

- (ウ) 評議員資格に、役員^{*}と同様に一定の制約を設けるべきか。

※ 理事・監事については、同一親族等関係者・同一団体関係者が占める割合について、制限を設けている
(公益認定法第5条第10号・11号)

- (エ) 社員や評議員について、一定数以上を必要とすべきか。仮に必要とする場合、何人以上とすべきか。

(オ) 問題が起きたときにタイムリーに社員総会や評議員会を開催しやすい仕組みとし、社員や評議員の権限を予め明確にしておかないと、外部人材を確保してもガバナンスは効かないのではないか。

(カ) 外部人材であることにより、ことさらに責任を問われることのないように留意すべきではないか。

想定される基本的な論点②

(2) 役員のあり方

理事会や監事の監督・監査機能の実効性を高めるために、どのような方策が考えられるか。

(ア) 一定規模以上の公益法人に、法人と利益相反が生ずるおそれがない「独立理事」

及び「独立監事」の選任を義務づけることについて、どう考えるか。

(イ) 仮に義務づける場合、その規模、外部性・独立性の基準について、どう考えるか。

(ウ) 一定規模以上の公益法人に常勤監事の選任を義務づけることや、非常勤の役員

であっても一定の頻度で日常の業務に関与し責任を負う仕組みが必要ではないか。

想定される基本的な論点③

(3)外部監査体制の徹底

(ア)現行の会計監査人設置基準^{*}についてどう考えるか。その改正が必要な場合、どのような基準とすべきか。

※ 収益が1,000億円以上、費用及び損失の合計額が1,000億円以上、又は負債50億円以上
(公益認定法第5条第12号ただし書、公益認定法施行令第6条)

(イ)例えば、一定規模以上の補助金等を受給している場合には、上記の基準に達していないなくても外部監査を求めることとするなど、新たな基準が必要か。必要な場合、どのような基準が考えられるか。

(ウ)社会福祉法人や医療法人など他の非営利法人の外部監査の基準とのバランスを考慮すべきではないか。

想定される基本的な論点④

(4) ガバナンスの自律性と透明性の確保

① 公益法人等による情報開示について、国民によるガバナンスの実効性を高めるために、どのような方策が考えられるか。

(ア) 法人が作成・開示する資料¹⁾のガバナンスに関する記載は十分か。

(イ) これらの資料を閲覧するために現行では必要としている閲覧請求²⁾を不要とすることについて、どう考えるか。

(ウ) 「公益法人information」³⁾の内容や利便性は十分か。

② ガバナンスの自律性と透明性を確保するための法人自身による取組として、どのようなものが考えられるか。例えば、法人の自主基準である「ガバナンス・コード」について、

(ア) このような取組にどのような意義があるか。

(イ) 策定主体や内容についてどう考えるか。

(ウ) 行政庁はどのように関与すべきか。

1) 行政庁が閲覧又は謄写をさせる対象

- ・当該事業年度の事業計画書
- ・当該事業年度の収支予算書
- ・当該事業年度の資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ・財産目録
- ・役員等名簿
- ・理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・キャッシュフロー計算書
- ・運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- ・定款
- ・社員名簿
- ・当該事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書 等

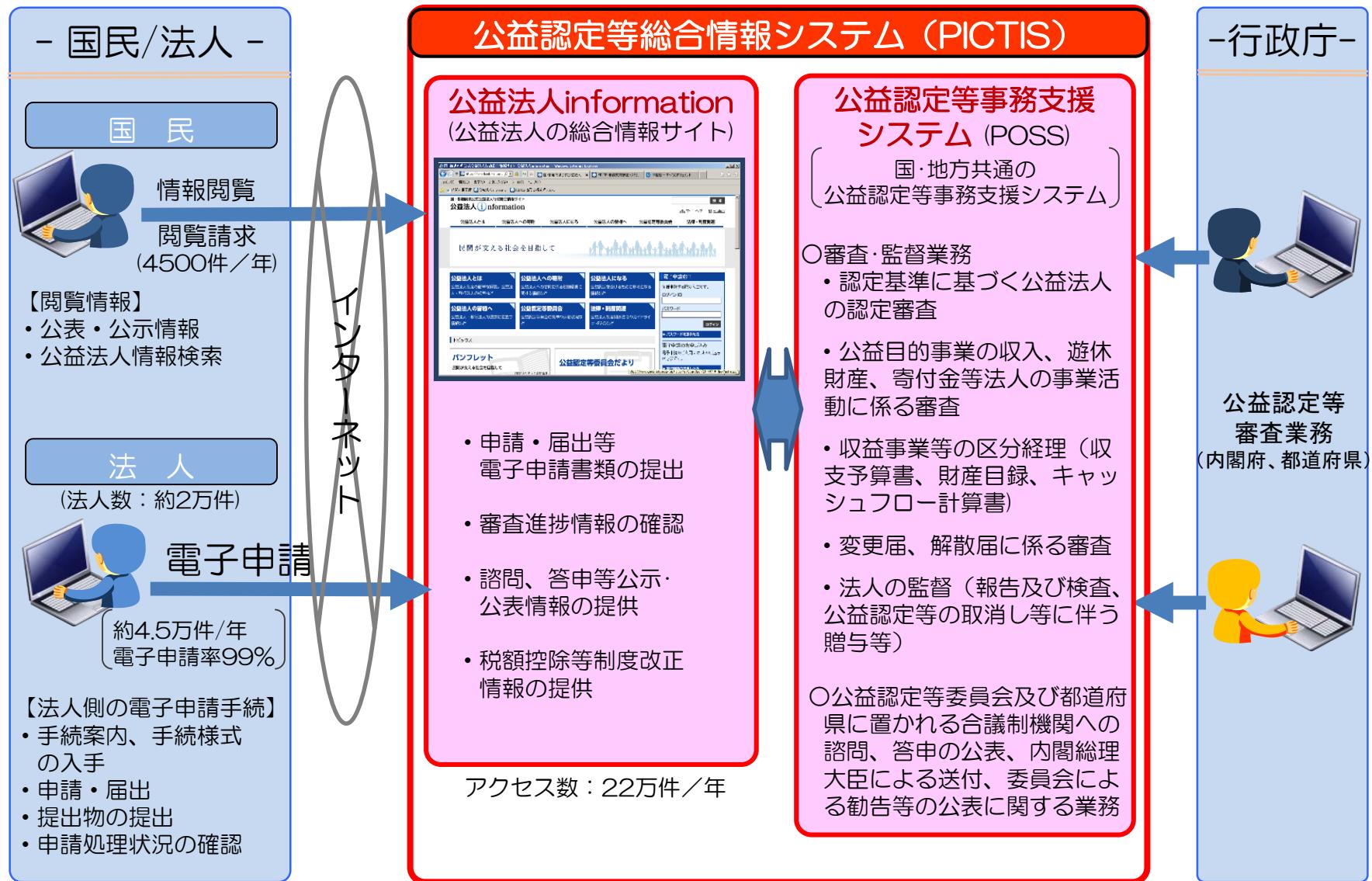
2) 「公益法人information」上の閲覧請求機能を利用して、ホームページ上からも閲覧請求が可能

3) <https://www.koeki-info.go.jp/>

新たな公益法人制度についての情報を網羅し、迅速に提供するとともに、公益認定等に係る電子申請を提供することを目指して作成された
国(内閣府)及び都道府県公式の総合情報サイト

(参考)PICTIS概要図

PICTIS=Public Interest Corporation Total Information System
(公益認定等総合情報システム)



(参考)「公益法人information」における閲覧請求の入力画面

事業報告等の閲覧請求

ご利用にあたって

請求者の氏名	必須	例：請求 太郎 内閣府 太郎	<p>①氏名・聯絡先 メールアドレスを記入</p>
請求者の氏名 (フリガナ)	必須	例：セイキュウ タロウ ナイカクフ タロウ	
メールアドレス	必須	例：seikyu@taro.or.jp naikakufu.taro@cao.go.jp	
メールアドレス (確認用)	必須	確認のための入力です。 naikakufu.taro@cao.go.jp	

請求資料
10法人まで指定できます。 **必須**

請求資料番号	法人名	請求資料名
<input type="radio"/> A000000-020	公益財団法人内閣府センター	事業計画書
<input type="radio"/> A000000-030	公益財団法人内閣府センター	収支予算書
<input type="radio"/> A000000-040	公益財団法人内閣府センター	資金調達及び設備投資の見込み を記載した書類
<input type="radio"/> A000000-050	公益財団法人内閣府センター	財産目録
<input type="radio"/> A000000-070	公益財団法人内閣府センター	報酬等支給基準
<input type="radio"/> A000000-090	公益財団法人内閣府センター	運営組織等概要
<input type="radio"/> A000000-110	公益財団法人内閣府センター	貸借対照表及びその附属明細書
<input type="radio"/> A000000-120	公益財団法人内閣府センター	損益計算書及びその附属明細書

③提出時期の範囲を指定

請求資料の提出時期 **必須**

平成 ▼ 28 年 01 月 01 日 ~ 令和 ▼ 元 年 12 月 06 日

※この期間内でのみ、審査が完了している場合は閲覧の対象となります。

 入力情報を初期化  請求資料を閲覧

法人検索

法人コード又は法人の名称を入れてください。

法人コード : A000000
法人の名称 : 法人コード・法人名から法人を検索 

« 前のページ 1 次のページ »

コード	区分	法人の名称	行政庁
A000000	公財	公益財団法人内閣府センター	内閣府

« 前のページ 1 次のページ »

 設定 

請求資料選択

以下の公開資料の中から請求する資料を選択してください。

010. 定款
 020. 事業計画書
 030. 収支予算書
 040. 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 050. 財産目録
 060. 役員等名簿（住所を除く）
 070. 報酬等支給基準
 080. キャッシュフロー計算書
 090. 運営組織等概要
 100. 社員名簿（住所を除く）
 110. 貸借対照表及びその附属明細書
 120. 損益計算書及びその附属明細書
 130. 事業報告及びその附属明細書

請求したい資料に☑して「選択」ボタン

 選択 

【移行法人の場合】

請求資料選択

以下の公開資料の中から請求する資料を選択してください。

140. 公益目的支出計画実施報告書

 選択 

想定される基本的な論点⑤

(5)その他

法人の解散時に、残余財産の帰属先等について行政庁が関与する仕組み[※]について、どう考えるか。

※ 公益法人が解散した場合、清算人は、残余財産の引き渡しの見込みについて行政庁に届け出なければならない

(ア)届出制から承認制等に変えるべき。(公益認定法第26条第2項、公益認定法施行規則第44条)

(イ)法人の解散に伴って支出された費用等を開示することとすべきか。

<参考>

行政庁から移行認可を受けて旧公益法人から一般法人に移行した法人が解散した場合、清算人は、残余財産の額が確定した後、当該残余財産の引き渡しをするまでの間に、認可行政庁に残余財産の帰属先承認の申請をし、承認を受けなければならない

(整備法第130条、整備法施行規則第48条) 9